

岩手県告示第807号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第25条第1項の規定に基づき、同項に規定する指定登録機関を次のとおり指定した。

平成29年11月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定登録機関の名称及び住所
 - (1) 名称 一般財団法人岩手県建築住宅センター
 - (2) 住所 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号
- 2 指定登録機関が行う登録事務の範囲 登録事務の全部
- 3 登録事務を行う事務所の所在地 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号
- 4 登録事務の開始の日 平成29年10月25日